

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民年金事業に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、国民年金事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市長

公表日

令和3年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事業に関する事務
②事務の概要	本事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る届出書の受理・報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理、現況届の受付、保険料免除(法定免除を含む)・納付猶予・学生納付特例に係る届出書・申請の受理、付加保険料納付に係る届出の受理及びその他の法定受託事務において個人番号を利用する。 なお、上記の事務以外に厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、83、95の項及び国民年金法第12条等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 番号法第19条第8号 別表第二における 【情報提供の根拠】 ・48,50,107,117の項 【情報照会の根拠】 ・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滑川市産業民生部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滑川市(総務部企画政策課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成26年10月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年2月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、届出書の受理・報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理・事実の審査、障害基礎年金改定請求の受理、保険料免除・学生納付特例に係る届出書・申請の受理・事実の審査及びその他の法定受託事務である。 番号法では、別表第一の31の項に基づき、国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務で個人番号を利用する。	本事務は、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る届出書の受理・報告、裁定請求(福祉年金を含む)の受理、現況届の受付、保険料免除(法定免除を含む)・納付猶予・学生納付特例に係る届出書・申請の受理、付加保険料納付に係る届出書の受理及びその他の法定受託事務において個人番号を利用する。 なお、上記の事務以外に厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	事後	
平成29年2月1日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び国民年金法第12条等	番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び国民年金法第12条等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
平成29年2月15日	情報ネットワークシステムによる情報連携	① 実施の有無 実施する ② 法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」等が含まれるもの 48及び50の項 【情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民年金法による年金である給付等若しくは保険料の免除又は納付等の事務」等が含まれるもの	① 実施の有無 実施しない ② 法令上の根拠 (記載が無くなった。)	事後	
平成29年3月20日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	国民年金システム 団体内統合宛名システム	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	濱松 秀子	藤田 博明	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職)	市民課長 藤田 博明	市民課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目新設	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月1日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項及び国民年金法第12条等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	番号法第9条第1項 別表第一の31、83の項及び国民年金法第12条等 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2	事後	
令和1年6月1日	情報ネットワークシステムによる情報連携	① 実施の有無 実施しない ② 法令上の根拠 (記載が無くなった。)	① 実施の有無 実施する ② 法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二における【情報提供の根拠】 ・48,50,107,117の項 【情報照会の根拠】 ・なし	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	法第9条第1項 別表第一の31、83の項及び国民年金法第12条等(略)	法第9条第1項 別表第一の31、83、95の項及び国民年金法第12条等(略)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和3年9月1日	事後	